

別表－２ 都市計画の種類及び決定権者

▶町に提案することができる都市計画の種類は、「町決定」欄に ○ のついた都市計画になります。

都市計画の内容		町決定	県決定	都市計画の内容		町決定	県決定	
都市計画区域			○	公園・緑地	面積 10ha 以上（国・都道府県が設置するもの）		○	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		○			その他	○		
準都市計画区域			○	広場・墓園	面積 10ha 以上（国・都道府県が設置するもの）		○	
都市再開発の方針			○		その他	○		
都市再開発方針等	住宅市街地の開発整備の方針		○	その他の公共空地		○		
	拠点業務市街地の開発整備の方針		○	水道	水道用水供給事業		○	
	防災街区整備の方針		○		その他	○		
	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分			○	電気供給施設・ガス供給施設		○	
地域地区	用途地域	○		下水道	公共下水道	排水区域が 2 以上の市町村の区域		○
	特別用途地区	○				その他	○	
	特定用途制限地域	○			流域下水道			○
	特例容積率適用地区	○		その他		○		
	高層住居誘導地区	○		汚物処理場・ごみ焼却場		○		
	高度地区・高度利用地区	○		産業廃棄物処理施設			○	
	特定街区	○		その他の供給施設・処理施設		○		
	都市再生特別地区		○	河川	一級河川・二級河川		○	
	防火地域・準防火地域	○			準用河川	○		
	特定防災街区整備地区	○		運河			○	
	景観地区	○		その他の水路		○		
	風致地区	面積 10ha 以上		○	学校・図書館・研究施設・その他の教育文化施設		○	
		その他	○		病院・保育所・その他の医療施設・社会福祉施設		○	
	駐車場整備地区		○		市場・と畜場・火葬場		○	
	臨港地区	国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾		○	一団地の住宅施設		○	
		その他	○		一団地の官公庁施設			○
	歴史的風土特別保存地区			○	流通業務団地			○
	緑地保全地域	2 以上の市町村の区域にわたるもの		○	一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○	
		その他	○		電気通信事業用施設、防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮施設		○	
	特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区		○	土地区画整理事業	面積 50ha 超		○
		面積 10ha 以上		○		その他	○	
	その他	その他	○		新住宅市街地開発事業			○
		その他	○		工業団地造成事業			○
	緑化地域		○		市街地再開発事業	面積 3ha 超		○
	流通業務地区		○			その他	○	
	生産緑地地区		○		新都市基盤整備事業			○
	伝統的建造物群保存地区		○		住宅街区整備事業	面積 20ha 超		○
	航空機騒音障害防止地区・航空機騒音障害防止特別地区		○			その他	○	
促進区域	市街地再開発促進区域	○		防災街区整備事業		面積 3ha 超		○
	土地区画整理促進区域	○		その他	○			
	住宅街区整備促進区域	○		新住宅市街地開発事業の予定区域			○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○		工業団地造成事業の予定区域			○	
遊休土地転換利用促進地区		○		新都市整備基盤事業の予定区域			○	
被災市街地復興推進地域		○		面積 20ha 以上の一団地の住宅施設の予定区域		○		
都市施設	道路	一般国道・都道府県道		○	一団地の官公庁施設の予定区域		○	
		自動車専用道路		○	流通業務団地の予定区域		○	
		その他の道路		○	地区計画		○	
	都市高速鉄道			○	防災街区整備地区計画		○	
	駐車場			○	歴史的風致維持向上地区計画		○	
	自動車ターミナル			○	沿道地区計画		○	
	空港	第 1 種・第 2 種・第 3 種		○	集落地区計画		○	
		その他		○				
その他の交通施設			○					

※ 1 内の都市計画の決定又は変更については、提案することができません。

※ 2 県決定の欄に ○ のついた都市計画の提案については、千葉県に相談してください。